

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (中村集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本集落農業における作付品目は、水稻、果樹(りんご、ぶどう、桃など)であり、一部入り作(法人等)があるものの、現状は集落内の認定農業者(2法人)への集積が進んでいる。</li> <li>・若干の入り作があるものの、集落内農地の殆どを認定農業者(2法人)が担っている現状にあることから、この2経営体と現状維持意向農家2経営体、入り作農家3経営体を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい意向にある。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者不在による農業従事者が高齢化が進んでおり、特に樹園地においては、老木化もあり縮小や廃作の増加が予想されるため、対応策の検討が必要である。</li> <li>・区域内の一部に未基盤整備農地が存在し、担い手農家への集積や農作業に支障を出ている。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落の強みである「団結力・相互協力意識」を活かした集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。</p> <p>①水稻 : 慣行栽培(25.3ha)                  ②果樹 : 慣行栽培、高密植栽培等省力化技術栽培の新規導入</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画を集落全体で共有し、集落内相互協力体制の構築に向けた話を重ねていく。</li> <li>・離農、規模縮小等に伴う農地は、集落担い手農家への集積を基本としながら進めていく。</li> <li>・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積を基本に進めていく。</li> <li>・作業効率性や省力化を図るため、集落担い手農家と話し合いを重ね、必要に応じて集約化(集団化)を段階的に進めていく。</li> <li>・廃作し更地化された樹園地(畑)については、集落担い手農家への集積を進め、土地利用型作物(そば等)の作付けによる農地活用を推進していく。</li> <li>・農業生産基盤の維持・保全については、多面的機能支払交付金事業と連携しながら、集落担い手農家及び集落内住民の役割を明確化するとともに、作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用していく。</li> </ul>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積等に伴う農地移動(権利移動)は、農地中間管理機構を通して権利設定していく。</li> <li>・集約化(集団化)については、集落全体での利便性や作業効率性等を考慮しながら農地中間管理機構の助言を受け進めていく。</li> </ul>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路・農道等の生産基盤の整備は、町、土地改良区と連携しながら、補助事業等を活用して進めていく。特に未基盤整備地区を優先的に進めていく。</li> <li>・農地の集約化(団地化)の進捗に合わせながら、畦畔除去による水田の大規模区画化を段階的に進めていく。</li> </ul>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の農地集積率100%を、集落担い手農家で実現していく。</li> </ul>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落担い手農家においても、町内の農業支援サービス事業者が提供する農作業支援メニューを積極的に活用し、農業経営継続に向けた作業効率化や省力化に取り組んでいく。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指していく。